

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、平戸市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和6年条例19号〕)

(責務)

第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用の支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

(漁港施設の維持運営)

第3条 市長は、市が管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設並びに輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)及び廃油処理施設につき、毎年度その維持運営計画(公害防止に係る計画を含む。以下同じ。)を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設(以下「乙種漁港施設」という。)の維持、保全及び運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持、保全及び運営に関する資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

3 市長は、[第1項](#)の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は[前項](#)の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該漁港に係る漁業協同組合長の意見を徴しなければならない。

(漁港の保全)

第4条 何人も、漁港の区域内において、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為(法第39条第5項に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに、市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき理由によるものでないときは、この限りでない。

(停係泊禁止区域)

第5条 市長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することができる。

2 船舶又はいかだは、停係泊禁止区域においては、停係泊をしてはならない。ただし、緊急退避又は市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

3 市長は、[第1項](#)の規定により区域を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、これを公示しなければならない。

(危険物等についての制限)

第6条 爆発物その他の危険物(当該船舶又は当該車両の使用に供するものを除く。)若しくは衛生上有害と認められるもの又は漁港施設を利用する者に支障となる荷物若しくは動物(以下「危険物等」という。)を積載した船舶又は車両は、市長の指示した場所でなければ、停係泊又は駐車をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物の除去命令)

第7条 漁港区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、市長は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命じることができる。

(係留施設における行為の制限)

第8条 甲種漁港施設である係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 船舶の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件に係留すること。

(2) 漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚げ又は船積み以外の目的のみだりに船舶を横付けすること。

(3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。

(4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第9条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、[前項](#)の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、[前項](#)の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに、[第1項](#)の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上、支障がないと認めて市長が許可した場合は、こ

の限りでない。

- 市長は、[第1項](#)の規定により陸揚輸送及び出漁準備のための区域を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、これを公示しなければならない。

(陸揚輸送等の区域への立入の制限)

第10条 [前条第1項](#)の規定により指定した区域(以下「陸揚輸送等の区域」という。)には、[次の各号](#)のいずれかに該当する者以外は、立ち入ってはならない。ただし、市長の許可を受けた者は、この限りでない。

- (1) 陸揚輸送等の区域内において漁獲物等の陸揚げ、積み込み、荷さばき、倉入れ、倉出し又は輸送に係る者
- (2) 陸揚輸送等の区域内において[第12条第1項](#)の許可を受けて業務に従事する者
- (3) 陸揚輸送等の区域内において職務に従事する公務員
- (4) 陸揚輸送等の区域内に入出港する船舟の送迎者

- 2 [前項](#)の規定により陸揚輸送等の区域内に立ち入ることができる者についても、市長は、必要があると認めるときは、区域及び期間を定めて当該期間中当該区域内に立ち入ることを禁止することができる。

(利用の届出)

第11条 甲種漁港施設(航路及び[第13条第1項第1号](#)の規定により市長が指定する施設を除くものとし、輸送施設及び漁港環境整備施設については、市長が指定したものに限る。)を、当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い利用しようとする者([第14条第2項](#)の規定により施設を利用する者を除く。)は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定により輸送施設又は漁港環境整備施設を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、これを公示しなければならない。

(占用の許可等)

第12条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の許可に漁港施設の維持管理上必要な条件を付することができる。
- 3 [第1項](#)の占用の期間は、1か月(工作物の設置を目的とするものにあつては、3年)を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第13条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。[次条](#)において同じ。)のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者
- (2) 甲種漁港施設を当該漁港施設の目的以外の目的に使用しようとする者
- 2 市長は、[前項](#)の許可に漁港施設の維持管理上必要な条件を付することができる。
- 3 [第1項](#)の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(漁船以外の船舟についての制限)

第14条 漁船以外の船舟を漁港の区域(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域に限る。[次項](#)において同じ。)内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、[前条第1項第1号](#)により市長が指定する施設を使用しなければならない。

- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、漁船以外の船舟を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設を利用することができる。
- 3 [前項](#)の規定により漁港施設を利用しようとする者は、利用に当たって、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(権利義務の移転の制限)

第15条 この条例に基づく許可により生じる権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することはできない。

- 2 [第12条第1項](#)又は[第13条第1項](#)の規定による許可を受けた者は、甲種漁港施設を第三者に使用させてはならない。ただし、その施設の設置目的及び公共性を損なわない範囲で市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料等)

第16条 [第11条第1項](#)若しくは[第14条第3項](#)の届出をした者、[第12条第1項](#)の許可を受けた者又は[第13条第1項](#)の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、それぞれ[別表第1](#)、[別表第2](#)又は[別表第3](#)により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の利用料、占用料又は使用料(以下「利用料等」という。)を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされ、又は同法第7条第1項の規定により免除される利用料等は、[別表第1](#)、[別表第2](#)又は[別表第3](#)により算出した額とする。

- 2 市長は、甲種漁港施設を利用し、占有し、又は使用する行為が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その利用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 漁港の開発を促進し、又は利用を増進するものであるとき。

- (2) 公益事業で営利を目的としないものの用に供することを目的とするものであること。
 - (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
- 3 既納の利用料等は、返還しない。ただし、市長が利用者の責に帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (一部改正〔平成26年条例6号・31年2号〕)

(利用料等の特例)

第17条 市長は、定期的に、又は継続して甲種漁港施設を利用し、占用し、又は使用する者から徴収する利用料等については、その利用、占用又は使用の状況及び前条第1項の利用料等の額を算定の基礎として、月額又は年額の利用料等を定めることができる。

(法に基づく許可申請手続)

第18条 法第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項及び同条第4項の規定による許可若しくは認可を受けようとする者又は協議をしようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 申請に係る行為に関し直接の利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書(法第39条第1項の許可に係るものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とする書面

(一部改正〔令和6年条例19号〕)

(土砂採取料等)

第19条 法第39条第1項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。以下「認定計画実施者」という。)は、それぞれ別表第4又は別表第5により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を市長の指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第5により算出した額とする。

2 土砂採取料等の徴収については、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成26年条例6号・31年2号・令和6年19号〕)

(入出港届)

第20条 船舟は、漁港に入港したとき又は当該漁港を出港しようとするときは、速やかに、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舟については、この限りでない。

(1) 当該漁港を主たる根拠地とする船舟

(2) 監視船、警備船その他公務に従事する船舟

(3) あらかじめ市長の承認を受けた船舟

(監督処分)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認の取消し、その許可に付した条件の変更又はその行為の中止若しくは既に設置した工作物の改築、移転、除去及び当該工作物により生ずべき漁港の保全上又は利用上の障害を予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命じることができる。

(1) 第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者

(2) 第12条第2項又は第13条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第12条第1項又は第13条第1項の規定による許可を受けた者

(一部改正〔平成18年条例10号〕)

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第22条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第12条第1項又は第13条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(一部改正〔平成18年条例10号〕)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成18年条例10号〕)

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第7条の規定による市長の命令に従わない者

(3) 第8条、第9条第3項、第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(4) 第21条又は第22条第1項の規定による市長の命令に従わない者

(一部改正〔平成18年条例10号〕)

第25条 詐欺その他不正の行為により利用料等及び土砂採取料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(一部改正〔平成18年条例10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の平戸市漁港管理条例(昭和37年平戸市条例第1号)、田平町漁港管理条例(平成11年田平町条例第5号)又は生月町漁港管理条例(平成13年生月町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月31日条例第10号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平戸市漁港管理条例の規定は、平成28年5月21日から適用する。

附 則(平成31年3月25日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(平戸市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第18条の規定による改正後の平戸市漁港管理条例第16条第1項及び第19条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る使用料について適用し、平成31年3月31日以前に許可された使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月25日条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第16条関係)

利用料(第11条第1項及び第14条第3項の規定による届出に係る利用料)

| 種別 | 区分 | 単位 | | 金額(単位:円) | 備考 |
|--------------|------|------------------------------|------------------------------|----------------|--|
| 1 岸壁、棧橋及び物揚場 | 係船料 | 漁船 | 係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | 0.80 | 1 「プレジャーボート」とは、漁船、作業船又は起重機船等の特殊船、業務用船舟及び国、地方公共団体又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。)が所有する船舟を除く船舟をいう。 2 「船舶の長さ」とは、上甲板の下面において船首材の前面より船尾材の後面に至る長さをいう。 3 「道路」とは、 <u>第11条第1項</u> の規定により市長の指定する輸送施設をいう。 4 漁船が立て付け係船するときは、規定料金の半額とする。 5 1件が1t、1m ² 、1m若しくは1m ³ 未満であるとき又は1件に1t、1m ² 、1m若しくは1m ³ 未満の端数があるときは、それぞれ1t、1m ² 、1m又は1m ³ として計算する。 6 算出された金額が10円未満であるとき又は10円未満の端数を生じるときは、それぞれ10円として計算する。 |
| | | プレジャーボート | 係留24時間までごとに船舶の長さ1mにつき | 10.00 | |
| | | 上記以外の船舟 | 50トン未満で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | 2.78 | |
| | | | 50トン以上で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | 3.20 | |
| | 荷置料 | 24時間までごとに1m ² につき | | 2.10 | |
| 2 泊地 | 停係泊料 | 漁船 | 係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | 0.64 | |
| | | プレジャーボート | 係留24時間までごとに船舶の長さ1mにつき | 8円以内の額で市長が定める額 | |

| | | | | |
|---|-------------|---------|-----------------------------------|---------|
| | | 上記以外の船舟 | 50トン未満で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | 2.22 |
| | | | 50トン以上で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | 2.56 |
| 3 | 船揚場 | 船揚料 | 1日総トン数1トンにつき | 1.00 |
| 4 | 道路 | 一般利用料 | 6時間までに1m ² 1回につき | 14.00 |
| | | | 6時間を超え6時間までごとに1m ² につき | 7.00 |
| 5 | 野積場及びその他の用地 | 一般利用料 | 24時間までごとに1m ² につき | 1.00 |
| 6 | 給水施設 | 給水料 | 1m ³ につき | 水道料金相当額 |

別表第2(第16条関係)

(一部改正〔平成28年条例30号〕)

占用料(第12条第1項の規定による許可に係る占用料)

| 区分 | 占用物件の種類 | 単位 | 期間 | 金額(単位：円) | 備考 |
|---------------------------|--|---|-----|--------------------------------|---|
| 1 岸壁、物揚場、船揚場その他これらに類する工作物 | 仮設建築物 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | <p>1 占用物件の種類が2以上に係るときは、高額の方による。</p> <p>2 「漁業用工作物」とは、法第3条に規定する漁港施設であって、工作物として設置されるものをいう。</p> <p>3 1件が1m²若しくは1m未満であるとき又は1件に1m²若しくは1m未満の端数があるときは、それぞれを1m²若しくは1mとして計算する。</p> <p>4 占用期間が1か月以上1年未満の場合にあっては、期間に1か月未満の端数を生じるときはその端数を1か月とし、年額で定めるものについては月割計算とする。</p> <p>5 占用期間が1か月未満の場合にあっては、年額で定めたものについては日割計算とし、月額で定めたものについては1か月を30日とした日割計算を行う。</p> <p>6 算出された総額が100円未満であるとき又は100円未満の端数を生じるときは、それぞれを100円とする。</p> |
| | 物干場及び物置場 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | 漁業用工作物 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 | |
| | 広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類 | この項の占用料は、 平戸市道路占用料条例(平成17年平戸市条例第157号)第3条 に規定する占用料の例により算出した額とする。ただし、電柱類については、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に規定する土地等の使用の対価の例により算出した額とする。 | | | |
| | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 | |
| 2 臨港道路 | 広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類 | この項の占用料は、 平戸市道路占用料条例第3条 に規定する占用料の例により算出した額とする。ただし、電柱類については、電気通信事業法施行令別表第1に規定する土地等の使用の対価の例により算出した額とする。 | | | |
| | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 | |
| 3 用地 | 仮設建築物 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | 物干場及び物置場 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | 漁業用工作物 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 | |
| | 広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガス管、その他の事業用各種管類 | この項の占用料は、 平戸市道路占用料条例第3条 に規定する占用料の例により算出した額とする。ただし、電柱類については、電気通信事業法施行令別表第1に規定する土地等の使用の対価の例により算出した額とする。 | | | |
| | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市 | |

別表第3(第16条関係)

使用料(第13条第1項の規定による許可に係る使用料)

| 種別 | 区分 | 単位 | | 金額(単位：円) | 備考 | |
|---------------------------|------|---------------|------------------------------|------------------------|--------------------------------|--|
| 1 岸壁、栈橋及び物揚場 | 係船料 | 漁船 | 係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 0.80 | 1 使用物件の区分が2以上に係るときは、高額の方による。 2 「プレジャーボート」とは、漁船、作業船又は起重機船等の特殊船、業務用船舶及び国、地方公共団体又は独立行政法人が所する船舶を除く船舶をいう。 3 「船舶の長さ」とは、上甲板の下面において船首材の前面より船尾材の後面に至る長さをいう。 4 1件が1t、1m ² 若しくは1m未満であるとき又は1件に1t、1m ² 若しくは1m未満の端数があるときは、それぞれ1t、1m ² 又は1mとして計算する。 5 使用期間が1か月以上1年未満の場合にあつては、期間に1か月未満の端数を生じるときはその端数を1か月とし、年額で定めるものについては月割計算とする。 6 使用期間が1か月未満の場合にあつては、年額で定めるものについては日割計算とし、月額で定めるものについては1か月を30日として日割計算を行う。 7 算出された総額が10円未満であるとき又は10円未満の端数が生じるときは、それぞれ10円とする。 |
| | | プレジャーボート | 係留24時間までごとに船舶の長さ1mにつき | | 10.00 | |
| | | 定期航路船 | 係留2時間未満総トン数1トンにつき | | 1.56 | |
| | | | 係留2時間以上24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 2.17 | |
| | | 上記以外船舶 | 50トン未満で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 2.78 | |
| | | | 50トン以上で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 3.20 | |
| 2 泊地 | 停係泊料 | 漁船 | 係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 0.64 | |
| | | プレジャーボート | 係留24時間までごとに船舶の長さ1mにつき | | 8円以内の額で市長が定める額 | |
| | | プレジャーボート以外の船舶 | 50トン未満で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 2.23 | |
| | | | 50トン以上で係留24時間までごとに総トン数1トンにつき | | 2.64 | |
| 3 岸壁、物揚場、船揚場その他これらに類する工作物 | 使用料 | 仮設建築物 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | | 物干場及び物置場 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 | |
| 4 漁港管理施設用地 | 舗装 | 使用料 | プレジャーボート | 陸置き24時間までごとに船舶の長さ1mにつき | | 8.00 |
| | | | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額に舗装費用を加えた額の範囲内で市長が定める額 |
| | 未舗装 | 使用料 | プレジャーボート | 陸置き24時間までごとに船舶の長さ1mにつき | | 7.20 |
| | | | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 |
| 5 漁港管理施設用地以外の用地 | 使用料 | 仮設建築物 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | | 物干場及び物置場 | 1m ² | 1か月 | 34.00 | |
| | | その他の物件 | 1m ² | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額 | |

別表第4(第19条関係)

(一部改正〔令和6年条例19号〕)

土砂採取料(法第39条第1項の規定による許可を受けた者及び認定計画実施者に係る土砂採取料)

| 品目 | 単位 | 金額 (単位：円) | 品目の寸法 | 備考 |
|-------|------------------|--------------|--------------------|---|
| 1 土砂 | 1m ³ | 94 | | 1 1件が1m ³ 未満であるとき又は1件に1m ³ 未満の端数があるときは、それぞれ1m ³ として計算する。 2 算出された総額が100円未満であるとき又は100円未満の端数が生じるときは、それぞれ100円とする。 |
| 2 砂利 | 1m ³ | 139 | | |
| 3 栗石 | 1m ³ | 131 | 径 10cm以内 | |
| 4 玉石 | 1m ³ | 70 | 径 15cm以内 | |
| 5 野面石 | 1個 | 60 | 径 30cm 控 45cm以内 | |
| 6 割石 | 1個 | 60 | 径 50cm以内 | |
| 7 転石 | 1個 | 82 | 径 50cm以上 | |
| 8 その他 | 市長がその都度時価により定める額 | | | |

別表第5(第19条関係)

(一部改正〔平成28年条例30号・令和6年19号〕)

占用料(法第39条第1項の規定による許可を受けた者及び認定計画実施者に係る占用料)

| 占用物件の種類 | 単位 | 期間 | 金額 (単位：円) | 備考 |
|--|---|----|--------------|--|
| 1 仮設建築物 | 1m ² | 1年 | 50 | 1 占用物件の種類が2以上に係るときは、高額の種類による。 2 「漁業用工作物」とは、法第3条に規定する漁港施設であって、工作物として設置されるものをいう。 3 1件が1m ² 若しくは1m未満であるとき又は1件に1m ² 若しくは1m未満の端数があるときは、それぞれ1m ² 若しくは1mとして計算する。 4 占用期間が1か月以上1年未満の場合にあつては、期間に1か月未満の端数を生じるときはその端数を1か月とし、年額で定めるものについては月割計算とする。 5 占用期間が1か月未満の場合にあつては、年額で定めるものについては日割計算とし、月額で定めるものについては1か月を30日とした日割計算を行う。 6 算出された総額が100円未満であるとき又は100円未満の端数を生じるときは、それぞれを100円とする。 |
| 2 物干場及び物置場 | 1m ² | 1年 | 25 | |
| 3 栈橋その他これに類するもの | 1m ² | 1年 | 35 | |
| 4 漁業用工作物(養漁・養殖を含む。) | 1m ² | 1年 | 10 | |
| 5 広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガスパ管その他の事業用各種管類 | この項の占用料は、 平戸市道路占用料条例第3条 に規定する占用料の例により算出した額とする。ただし、電柱類については、電気通信事業法施行令別表第1に規定する土地等の使用の対価の例により算出した額とする。 | | | |
| 6 その他の物件 | 市長がその都度時価により定める額 | | | |